

令和7年度 くりやま暮らし体験 実施要項

【目的】

栗山町への移住を検討している方に対し、町内における生活体験の機会を提供することで、移住促進と関係人口の拡大を図ることを目的とします。

【内容】

一定期間、家具、電化製品などを完備した「くりやま暮らし体験施設」にて、栗山町での生活を体験していただきます。

【対象】（次のいずれも満たす方）

- ・栗山町に移住及び二地域居住を検討されている方
 - ・アンケート調査及びパンフレットやWEBサイト等への写真掲載に協力いただける方
 - ・体験期間中の移動手段が確保でき、携帯電話等の常時連絡可能な通信手段を所有している方
- ※移住意向のない観光や避暑目的での利用はできません。

【実施期間】

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

- ※緑酔庵・にしおかの森については、別事業のため7月14日～8月31日は利用できません。
- ※この期間以外にも利用不可となる場合があります。

【体験期間】

6泊7日から最長1年まで

- ・年度をまたいでの滞在はできません。
- ・にしおかの森については2ヶ月未満となります。

【体験施設】

家具・家電・調理器具付きの暮らし体験施設に滞在し、実際の生活を体験することができます。
詳しくは『くりやま暮らし体験施設のご案内』をご参照ください。

		りよくまいあん 緑酔庵	リーズン 93	にしおかの森
所在地		栗山町湯地 91 番地 19	栗山町字中里 60 番地 1	栗山町字北学田 38 番地 9
間取り		3LDK	1K	2LDK
利用人数 （目安）	単身	○	○	○
	ご夫婦（2名）	○	○	○
	ご家族（3～5名）	○	×	△
Wi-Fi		○	×	○

【体験料金】

1泊4,500円

- ・光熱水費・駐車場代を含みます。
 - ・飲食費・日常生活に係る消耗品費・交通費は自己負担となります。
 - ・体験者の人数による加算はありません。
 - ・寝具のご用意はありません。別途寝具レンタルをご利用いただくか、ご自身でお持ちください。
- ※体験施設への配送可能（有料1組8,800円～）。事前申込が必要です。

詳細は『寝具レンタル料金表』をご覧ください。

【入室退室時間】

- 体験開始日は**15:00（冬期は14:00）**に栗山町役場若者定住推進課（旧庁舎1階・税務課の奥）にお越しください。各種手続き・公用車での町内案内のあと、体験施設にご案内します。やむを得ない事情により集合時間に間に合わない場合は、必ず事前にご連絡ください。
- 体験終了日は**10:00**退室となります。
9:00頃職員が聞き取りアンケートおよび退室時の点検にお伺いします。
- 土日祝日、年末年始の入退室はできませんので、あらかじめご了承ください。**

【募集期間】

- ①**1次申込：令和6年12月16日（月）～令和7年1月31日（金）**
 - ・受付は先着順ではありません。申込内容に基づき事務局で選考します。
 - ・参加の可否については、2月上旬にお知らせします。
- ②1次申込で利用者を決定した後、空きがある期間については随時受付します。
 - ・令和7年3月3日（月）頃から受付を開始します。
 - ・体験施設の予約状況はWEBサイト内カレンダーにて公開します。

【申込方法】

ウェブサイト内『R7 くりやま暮らし体験参加申込フォーム』よりお申し込みください。

<https://www.harp.lg.jp/Cj8QBkEH>



【申込から決定までの流れ】

- ① 体験施設・期間が確定した方には「参加受付通知書」を郵送します。
※参加不可となった方にも通知します。
- ② 体験料の20%を申込金として前納していただきます。
 - ・支払期日・金額・振込先については、「参加受付通知書」に記載がありますのでご確認ください。
 - ・振込手数料はご負担ください。
- ③ 申込金の納入を確認後、正式にくりやま暮らし体験参加者として「参加決定通知書」を郵送します。
- ④ 申込金を除く体験料については、体験開始日に現金で納入していただきます。
- ⑤ 決定通知後の体験期間の変更及び取り消しは原則として不可とし、申込金の返金はしません。

【生活備品】

- 日常生活に必要な家具・家電・調理器具・食器等をご用意しています。
- 各施設の備品については「くりやま暮らし体験施設備品一覧」を参照。（ウェブサイトにて掲載）
- 体験施設はホテルや旅館とは異なりますので、トイレトペーパー、ティッシュ、タオルなどの日用品や調味料等はありません。ご自身でご用意ください。

【体験特典】

栗山町内加盟店（商店・飲食店等）で使用できる「くりやまギフトカード」3,000円分を贈呈します。

【注意事項】

- 施設清掃のため、滞在期間の前後1日は施設メンテナンス日となっております。事務局にて滞在期間を調整する場合がありますのでご了承ください。

【利用制限】

体験施設において、次に掲げる行為があったと認めた場合、利用を取り消すことがあります。

- ・無断で犬、猫等の動物を飼育すること。
- ・施設内で喫煙すること（施設外での喫煙は正しく火気の始末をすることで可能とする）。
- ・物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をすること。
- ・興行、展示会、その他これに類する催しをすること。
- ・文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。
- ・宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- ・近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- ・参加者以外に施設の全部又は一部を転貸し、又はその使用の権利を譲渡すること。
- ・その他、体験施設の利用にふさわしくない行為をすること。

【申込先・問い合わせ】

くりやま移住促進協議会事務局

〒069-1512 北海道夕張郡栗山町松風3丁目252番地 栗山町役場若者定住推進課内

電話：080-9003-0658（平日8：45～17：15） FAX：0123-72-3179

Eメール：iju@town.kuriyama.hokkaido.jp URL：<https://www.kuriyama-iju.com/>